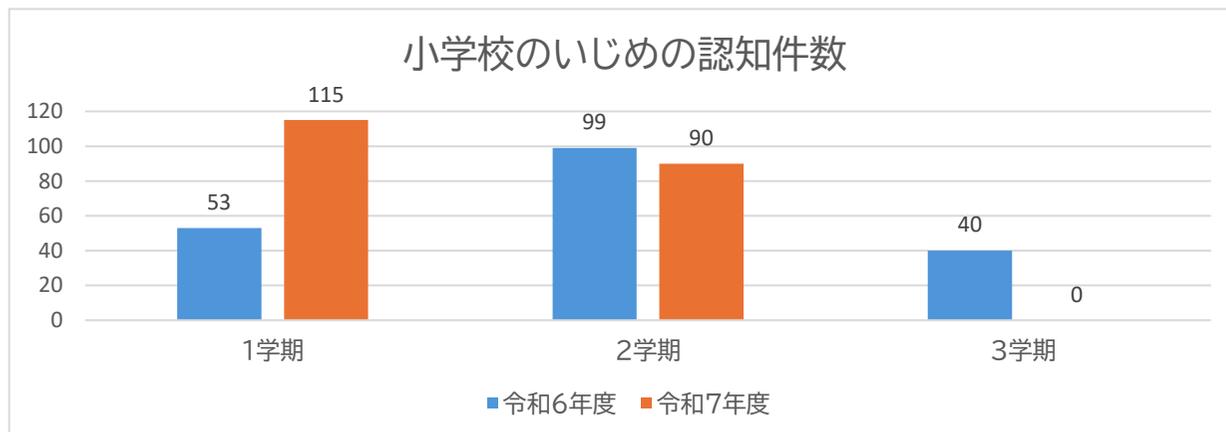


福島市立小・中学校のいじめの現状と教育委員会の取組

1. 福島市立小学校のいじめの認知件数の推移

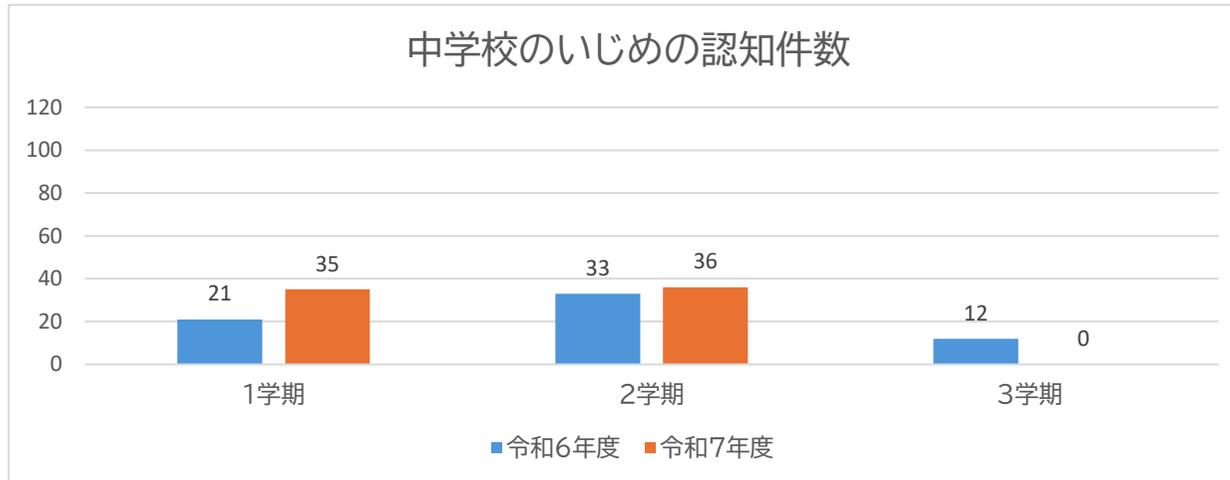


小学校のいじめの認知件数

	1学期	2学期	3学期
令和6年度	53	99	40
令和7年度	115	90	

令和6年度と比較して、令和7年度2学期までの合計は53件の増であった。昨年度のから適切にいじめを認知するよう依頼し、「いじめ見逃し0」の認識を全体で共有したことで、各校において早期発見・早期対応を心がけて対応を進めてきた結果が反映されている。「子ども同士のちょっとしたトラブル」として判断することなく、「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義に沿って、対象の児童生徒が心身の苦痛を感じているものを適切に認知しようとしていることがわかる。また、いじめの関係者双方が被害者であり加害者である事例もあり、保護者への説明のもといじめと認知し、報告がなされている。

2. 福島市立中学校のいじめの認知件数の推移



中学校のいじめの認知件数

	1学期	2学期	3学期
令和6年度	21	33	12
令和7年度	35	36	

令和6年度と比較して、令和7年度2学期までの合計は17件の増であった。小学校同様、「いじめ見逃し0」の認識を全体で共有し、各校において早期発見・早期対応を心がけて対応を進めてきた結果が反映されている。今後もいじめの疑いがある場合には速やかに組織で対応し、生徒の聞き取りを丁寧に進め、積極的に認知していくようにする。

3. いじめ問題対応に関して強化している取組

- (1) 学校教育課内にいじめ問題に係る専門の部署を設け、担当を配置している。
- (2) 各学校のいじめ防止基本方針の見直しの有無とホームページへの掲載について確認し、学校が行ういじめ防止対策について周知する。
- (3) 校長対象のいじめ対応研修において、実際の事例を基にいじめの対応について協議を行い、その対応における校長の役割の重要性について共通理解を図った。
- (4) 教頭対象のいじめ対応研修において、いじめ対応の事例を基にグループ協議を行い、いじめの認知において重視すべきことの共通理解を図った。
- (5) 学習者用端末を使用して、健康状態を児童自身が入力して教師に伝えることができるコンテンツの活用について共通理解を図った。
- (6) 2学期に入り、全校の生徒指導主事に対し、いじめ対応に係るオンライン・ミーティングを開催し、いじめの未然防止の取組み、子どものSOSに気付くための組織的な対応、欠席した児童生徒への対応についてグループ協議を行い、各学校で重視すべきことを情報交換し、共通理解を図った。

4. 各学校の今年度のいじめ問題対応と今後への課題

- 各学校の教職員が、「いじめは現に起きている」という基本認識に立ち、危機意識をもって対応するようになってきた。そのため、管理職への報告がはやくなった。
- いじめの疑いの報告等があると、自校のいじめ対策組織を招集し、迅速に組織的な対応を行う学校が増えてきた。
- いじめ解消の確認に向けて、経過を丁寧に観察、指導し、3か月の見守り後、いじめの解消に至る事案が多く見られるようになった。
- 進級進学に際し、いじめの報告書について引継ぎ、学級編成でも参考にしたことで、いじめの解消につながった事例があった。今後も、進級や進学、転校の際の適切な情報の引継ぎについて周知する。
- 学級経営と関わって、支持的な人間関係の構築に苦労の見られる学級では、いじめと認知される事案の発生頻度が多い。対等で自由な人間関係を構築する居場所としての学級・学校づくりを進めていくことが必要である。
- いじめを理由とした欠席があれば速やかに教育委員会担当へ報告することとなっているが、この点はさらに徹底を求めていく。
- いじめを認知する際に、いじめを受けた児童生徒からの訴えよりも、いじめについて話を聞いた保護者からの訴えによるものが多い。普段から、児童生徒が訴えやすい体制を整えていく必要がある。